

## 日本弁理士会東海会 田中 敏博会長

(たなか としひろ) 1986年、名古屋大学大学院工学研究科卒業。94年、弁理士登録。2010年、日本弁理士会東海支部副支部長。16年、日本弁理士会常議員。20年、日本弁理士会東海会副会長。21年、日本弁理士会東海会会長。

# 「弁理士の存在もっとアピールしたい」 金融機関と「知財ホッとライン」<sup>®</sup>

発明や創作などが他人に無断でマネをされないよう、特許や実用新案、商標などの知的財産権を取るための手続きをしてくれるのが「弁理士」だ。日本弁理士会には全国で9つの地域会があり約1万1000人が活動、このうち東海会（愛知、静岡、岐阜、長野、三重県）の令和3年度会長に田中敏博さんが就任した。社会の進歩にイノベーション（変革）が欠かせない時代となり、弁理士活動にますます期待が高まる。田中会長に改めて弁理士の役割やその使命について聞いた。（聞き手は塚本隆編集長）

——会長ご就任の抱負から伺います。

**田中** 東海三県と静岡、長野に企業内を含めて弁理士は約900人います。その多くは愛知県に拠点を置いています。会員が力を合わせてイベントなどを催し、弁理士の存在を知っていただき、知的財産の重要性を理解していただくことをさらにアピールしていく所存です。技術を守ることは大切なこと、それをお手伝いさせていただきたいと思います。

——改めて弁理士の仕事について伺います。

**田中** 弁理士は知的財産保護の専門家です。特許庁に特許や商標などの出願をするときにお手伝いをし、特許や商標を取得したら、その有効利用も考えていきます。知的財産権の出願はほとんど大企業が占めていて、中小企業はまだ少ないです。中小企業の中には特許の対象になる技術を独自に開発しているがその技術

について出願していないこともあります。例えば中小企業の経営者の中には「俺が考えた技術を、俺が使って何が悪い」と言う方もいますが、同様の技術について他社が特許権を取得してしまうと、たとえ真似したのではないとしてもその特許権に抵触することになります。また、自社が優れた技術を持っていた場合に、他企業がその技術を真似して同じような製品を製造し、安価に売りまくりシェアを取られても、特許権を取得していないと阻止する術はありません。こうしたことから中小企業向けのセミナー、座談会を開いて、知的財産の大切さを知っていただくような活動もしており、最近ではかなり浸透してきたように思います。

——課題も抱えておられます。

**田中** 実は日本は特許権の侵害訴訟で勝っても大きなお金が取れないことがほとんどです。